

認知症対応型通所介護重要事項説明書

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0548-32-5393 9:00~17:00

2 吉田町デイサービス ひまわりの家の概要

(1) 運営方針

- ・利用者様ひとりひとりを大切にします。
- ・生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中で、サービスの利用をして頂けるように努力します。
- ・地域に開かれ、だれでも気軽にお越し頂けるようにします。
- ・利用者様の尊厳を重視します。
- ・どの様なサービスを利用したいか、利用者様の身になって考えサービス提供を行います。

(2) 送迎できる範囲

名 称	吉田町デイサービス ひまわりの家
所 在 地	静岡県榛原郡吉田町片岡 2002-2 番地
介護保険事業所番号	2295500058
送迎サービスを提供する対象地域	吉田町

(3) 職員の体制 (兼務)

	人 員	業務内容
管理者	1 (1)	事業所の運営全般の管理、監督
介護職員	5 (2)	利用者の日常生活を営むうえで必要な介護
生活相談員	3 (3)	相談援助、関係機関との連絡調整
看護職員	3 (3)	利用者の心身の健康管理、日常生活のうえで必要な看護
機能訓練指導員	(3)	日常生活に必要な身体機能の減退防止、維持向上の訓練等
管理栄養士	(1)	栄養管理、栄養相談

(4) センターの設備等

定員	月～土曜日 12 名
----	------------

食堂	1室 20 m ²
介護ホール・機能訓練室	1室 37 m ²
静養室	1室
浴室	個浴槽
送迎車	3台

(5) 営業日・時間

営業日 月～土（年末年始は休業） 営業時間
 8：30～17：30 サービス提供時間
 1日デイ：9：30～16：30 半日デイ①9：30～12：40
 半日デイ②13：20～16：30

3 提供するサービス内容

- ① 生活指導（日常生活上の各種相談助言等）
- ② 日常動作訓練（機能訓練、レクリエーション、音楽、製作、行事活動等）
- ③ 介護（移動、排泄介助、見守り等）
- ④ 健康状態の管理
- ⑤ 送迎
- ⑥ 入浴（衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な介助）
- ⑦ 給食（配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な介助）

4 料金

(1) 基本料金

介護度	1日デイ（6時間から7時間）	半日デイ（3時間～4時間）
要介護 1	880円/日	543円/日
要介護 2	974円/日	597円/日
要介護 3	1066円/日	653円/日
要介護 4	1161円/日	708円/日
要介護 5	1256円/日	762円/日

- ① 入浴加算 40円/1回
- ② 若年性認知症受入加算 60円/1日
- ③ 栄養改善加算 200円/月2回
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5円/6月1回
- ⑤ 科学的介護推進体制加算 40円/1月
- ⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円/1日

⑩介護職員等処遇改善加算Ⅱ 基本料金 合計の 17.4%

(2) 実費

- ①食事代（おやつ込み） 700円 昼食代 640円 おやつ代 60円
- ②紙オムツ 150円 紙パンツ 150円 尿取パット 50円 フラット 50円
- ③複写物の交付は、1枚につき 10円
- ④趣味活動、医療的処置（ガーゼ・絆創膏等）や日常生活にかかる費用は自己負担となります。
- ⑤償還払いの場合には、一旦お客様が介護報酬額全額を支払い、その後領収書を添付し市町村に請求すると、9割の償還が得られます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、

ご利用予定日前日の 17:00までに申し出がなかった場合は、当日の食事代 700円（半日利用の方は昼食代もしくはおやつ代）をお支払いいただきます。

(4) 利用料金の支払方法

翌月 15 日までに当月分の請求をいたしますので、請求書受領後 4 日までにお支払い下さい。

お支払方法は、

- ① 利用者及び支払い責任者の預金口座よりの自動引き落とし
- ② 焼津信用金庫吉田支店 特別養護老人ホーム片岡杉の子園の口座振込み（振込み手数料はご負担いただきます）をお選びいただけます。

5 サービスの利用方法

(1) 居宅介護支援専門員にお申し込み下さい。当施設職員が伺いいたします。

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成してサービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

また、感染症が発生した場合、感染拡大防止のため、営業を停止する場合があります。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
 - ・3ヶ月以上ご利用がない場合
- ④ その他
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業所が閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう再告したにもかかわらず14日以内にお支払いがない場合、または、利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。
- ⑤ 利用者又はご家族並びにその関係者等が、当施設や当施設の従業員または当施設の利用者に対して暴言暴力をした場合、その他この契約を継続しがたい行為を行った場合はサービスを終了させていただきます。

6 サービスの概要

- ① 食事
- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・（食事時間） 12：00～13：00
- ② 入浴
- ・入浴又は清拭を行います。立位、座位がとれない方でも個別浴槽を使用して入浴することができます。（場合によっては利用できない場合もあります。下肢が伸展している等）
- ③ 排泄
- ・利用者の排泄状況に合わせた排泄の介助をおこないます。
- ④ 送迎
- ・お住まいと当事業所間の送迎を行います。
- ⑤ レクリエーション・クラブ活動
- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ⑥ 複写物の交付
- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付します。

7 緊急時の対応

デイサービス利用中に急変があった場合、救急車にて榛原病院もしくは近隣の総合病院へ搬送を要請します。その際にはご家族に連絡します。

8 サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者苦情担当

受付担当・責任者 亀山 真由美 電話 0548-32-5393 受付時間
9:00~17:00

②その他

当センター以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

吉田町役場 福祉課介護保険部門 0548-33-2106 静岡県社会福祉協議会
054-254-5248 国民健康保険団体連合会 054-253-5590

9 当施設の概要

名称 吉田町デイサービス ひまわりの家 法人種別
社会福祉法人杉の子 代表者役職・氏名 理事長 金杉 紀明
本部所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡2002-2
電話番号 0548 (32) 5393
施設・拠点等 1. 通所介護

2. 特別養護老人ホーム

- 3. 短期入所生活施設
- 4. 居宅介護支援センター
- 5. 地域密着型認知症対応型通所介護

10 その他

- ※ 施設内での宗教の勧誘などの宗教活動、特定の政治活動、利用者ならびにご家族の営利行為は禁止させていただきます。
 - ※ 騒音等他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。
 - ※ 利用者同士による物品（食品）や金銭のやり取りは禁止させていただきます。
 - ※ 当施設における身体拘束は致しません。
- その他ご不明な点は、職員にお尋ねください。